

第1編 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨・位置付け

○趣旨

2022(令和4)年度までを計画期間とする「第3次高知市一般廃棄物処理基本計画」で掲げたごみ減量や資源回収率の目標達成は困難な見込み。加えて、人口減少や高齢化等の進行により、ごみ出し困難者の増加が予測され、ごみ収集サービスの在り方を検討する必要性がある。

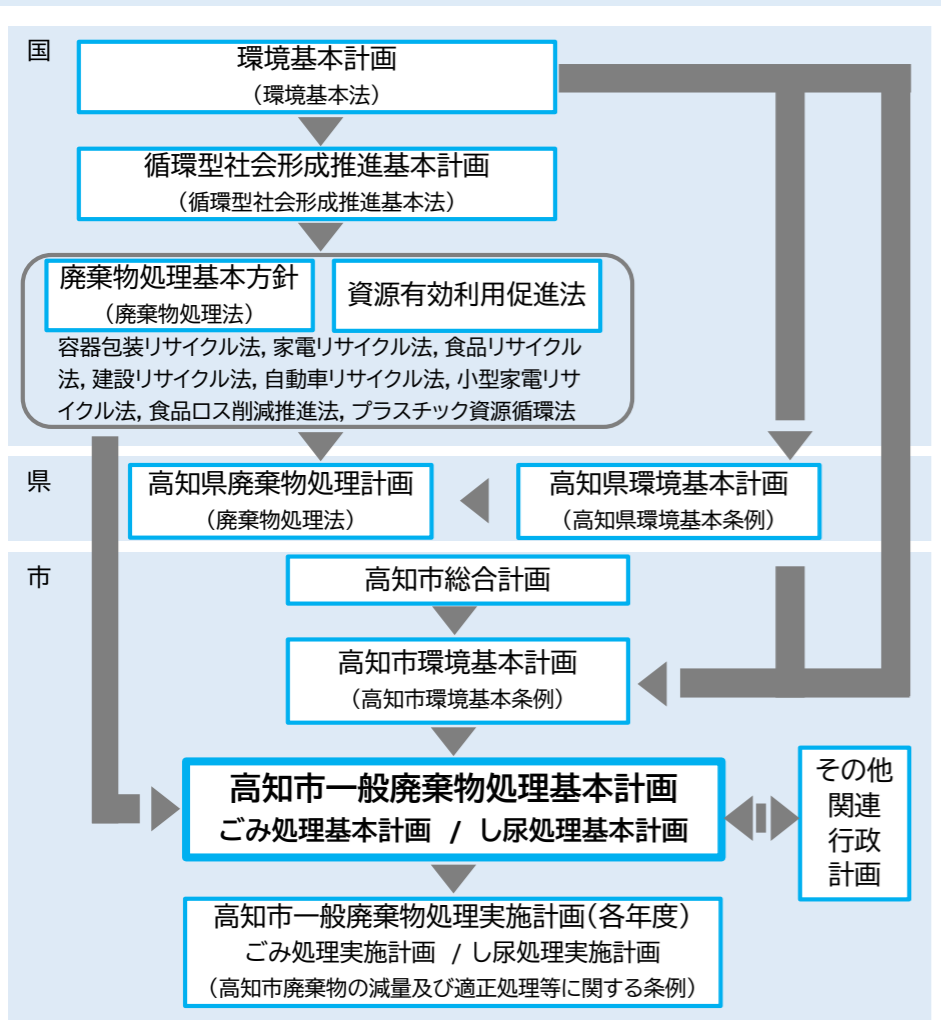
また、地球温暖化対策や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減など、地球規模で環境問題に対する取組への機運が高まっている。

本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、循環型社会の形成を着実に推進するため、「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの。

○位置付け

本計画は、長期的かつ総合的な視点に立って、一般廃棄物の処理を計画的に推進していくための基本的事項を定めたものであり、一般廃棄物処理行政を進めていく上での基本的な方針となるもの。

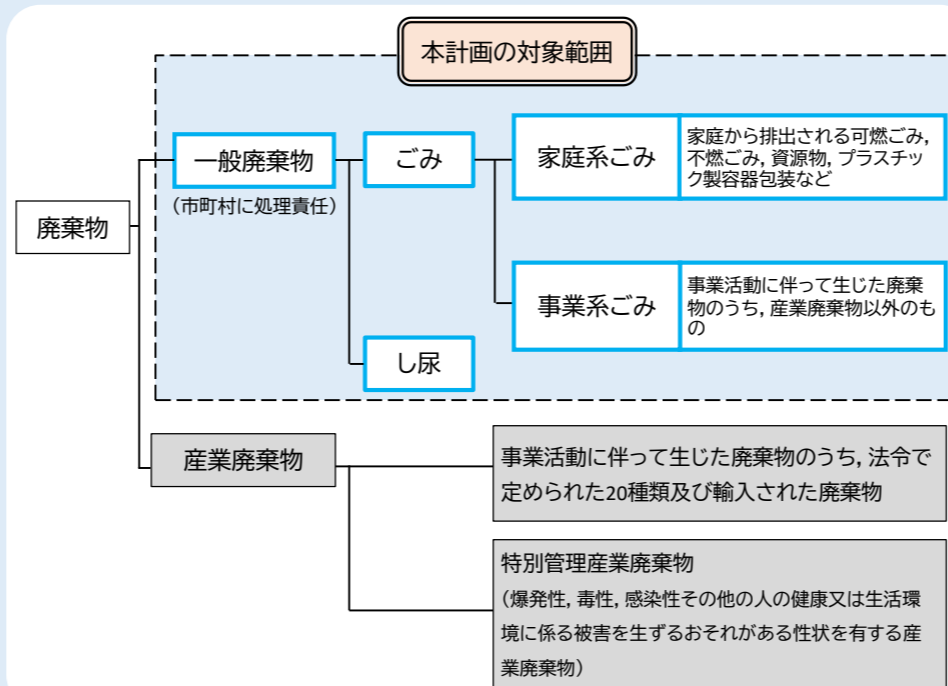
本市における上位計画である「高知市総合計画」及び「高知市環境基本計画」との整合性を図りつつ、国や高知県が策定する計画等を踏まえ、今後の一般廃棄物処理行政における循環型社会の形成に向けた道筋を示す。



2 計画の対象区域と対象範囲

〈対象区域〉本市全域

〈対象範囲〉市町村に処理責任のある一般廃棄物を対象



3 計画期間と目標年度

〈計画期間〉

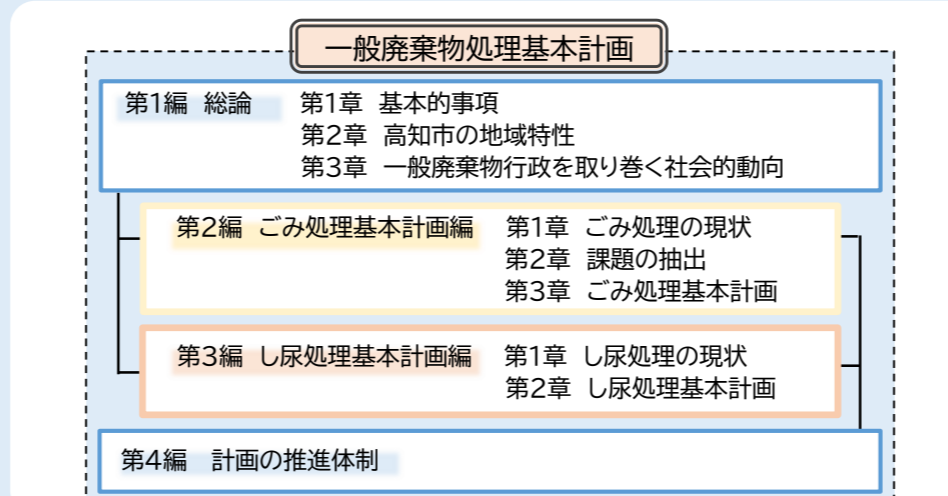
2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間

〈目標年度〉

2032(令和14)年度

4 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、通常、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成するが、本市では、別途、生活排水処理構想を定めることから、前計画に引き続き、本計画においても、ごみ処理基本計画とし尿処理に限定した、し尿処理基本計画の2つの基本計画で構成。



第2章 高知市の地域特性

○人口

本市の人口は、2005(平成17)年度をピークに減少しており、1世帯当たり人数も減少傾向。一方、世帯数は総じて増加傾向。年齢3区分別人口の割合では、2020(令和2)年現在で0～14歳が12.0%、15～64歳が57.7%、65歳以上が30.3%となっており、年々高齢化率の上昇、若年層の減少が進んでいる。

○産業構造

産業構造の特徴として、従業者規模別事業所数において、全体の90.0%(14,901事業所)を従業者数20人未満の事業所が占めるなど、小規模事業所の数が多い。

第3章 一般廃棄物処理行政を取り巻く社会的動向

○持続可能な開発目標(SDGs)

「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030(令和12)年を達成期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、17のゴールと169のターゲットが設定されている。

廃棄物分野に関するターゲットとして、小売・消費レベルにおける食料廃棄の半減(12.3)や、プラスチックごみによる海洋汚染の防止(14.1)などが設定されている。

○第四次循環型社会形成推進基本計画

循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたもの。第四次計画では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、持続可能な社会づくりとの統合的な取組の将来像が定められている。

○食品ロスの削減

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019(令和元)年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、2020(令和2)年3月には「食品ロス削減推進基本方針」が閣議決定された。この基本方針では、家庭系及び事業系の食品ロスを2030(令和12)年度までに2000(平成12)年度比で半減するとの目標が定められている。

○プラスチック資源の循環

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化といった課題に対応するため、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定された。この戦略では、「3R+Renewable(持続可能な資源)」を基本原則として、実効的なプラスチック資源の循環を図ることなどが重点戦略として位置付けられた。

さらに、「プラスチック資源循環法」が2021(令和3)年6月に制定され、2022(令和4)年4月に施行された。これにより、プラスチック使用製品設計指針の策定と適合製品の認定、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化等の措置が講じられた。

第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状

人口減少に伴い、ごみの総搬入量は、減少傾向にあるものの、家庭系1人1日当たり排出量は、ほぼ横ばいで、資源となるものを除いた場合は、微増の傾向。事業系ごみは2017(平成29)年度以降減少傾向。

第2章 課題の抽出

1 前計画の目標の達成状況

	前計画目標 (R4)	現状 (R元)	目標未達成の主な要因
家庭系1人1日当たり排出量 (資源となるものを除く)	536g (※うち可燃ごみ520g)	576g (※うち可燃ごみ563g)	リデュースの取組と、資源物の分別排出が浸透していない
事業系ごみ排出量	37,907t	43,152t	事業所における適正排出の理解・取組が不足している
資源回収率	22.0%	17.7%	資源物の分別排出が浸透していない

※新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度と比較

2 主要課題と課題分析

前計画目標未達成の要因や、本計画期間中の取り組みの方向性を整理。環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」における、標準的な評価項目の4つの視点のうち、以下の3つの視点で主要課題を抽出した。

循環型社会形成の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○リデュース(特に食品ロス)の取組強化が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・調理くずが出ない料理の心がけ 21.1% ・消費期限が短いものを選ぶ 25.5% など ⇒取組が浸透していない事項を中心に普及
ごみ排出量の減量と資源回収率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○資源となるもの(特に紙類)の分別排出の強化が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの約9%が紙類・衣類の資源となるもの ⇒紙類・衣類の分別の啓発強化 ○事業系ごみの適正排出の強化、情報発信の充実が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物である廃プラスチックを一般廃棄物として処理しているとの回答が、20~30%程度 ・行政に期待することの1位は「先進事例の紹介」 ⇒排出搬入指導強化と先進事例展開等による減量や資源化の取組の促進
地球温暖化防止の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック資源循環法への対応など、焼却される廃棄物に占めるプラスチックごみの組成率を下げ、温室効果ガスの排出量を減らすことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒効率的な再資源化処理体制の構築 市民への不要なプラスチック製品の削減に向けた普及啓発
一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減	
公共サービスの視点 市民満足度・市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の困りごとの1位は「大型ごみの排出が困難」、また増加が予想される高齢者等ごみ出し困難者への対応が必要 <ul style="list-style-type: none"> ⇒粗大ごみの戸別収集やふれあい収集の品目拡充等による利便性向上とステーション管理の負担軽減

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

市民・事業者・行政の協働による
持続可能な循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けて、各主体が取組の方向性を共有するとともに、自らの役割を果たし、3Rの取組を推進することが必要。各取組への機運を高め、資源の循環はもとより、脱炭素社会の実現に向け、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量が削減された環境負荷の少ない循環型社会を目指す。



2 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針を掲げ、取組を推進。

基本方針 1 協働の基盤を創る取組の推進

3Rの取組を推進するため、情報発信や環境教育の充実など、普及啓発と協働の基盤創りに取り組む。

基本方針 2 2R(リデュース・リユース)の推進

3Rの中でも優先順位の高い、2Rの取組を推進し、ごみ減量や温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

基本方針 3 リサイクルの推進

リサイクルの重要性が各主体に理解され、実践されるよう普及啓発し、資源の循環に取り組む。

基本方針 4 安全安心なごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を推進するとともに、誰もが安心して暮らせるごみ収集体制の構築に取り組む。

3 ごみ処理基本計画の計画目標

(1) 計画目標のスローガン



高知を代表する「よさこい祭り」のように、ごみ(環境)に関する取組を明るく前向きに推進。

- 4 家庭からの可燃ごみを1人1日 **490g** に減量
- 3 事業所からのごみを **39,000t** に減量
- C **カーボンニュートラル**への貢献
- O **環**(協働で取り組む 市民・事業者・行政の環(わ))
- I **“I=私”** 1人ひとりの行動で未来に繋ごう

(2) 計画目標値

主要課題を設定した3つの視点毎に、抽出した課題の解決に向けた施策や取組の効果を評価するための評価指標を設定し、以下の計画目標を定め、計画の進捗管理を図る。

	評価指標	本計画目標 (R14)
循環型社会形成の視点	① 1人1日当たり総排出量	976g/人・日
	② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるものを除く)	506g/人・日 (※うち可燃ごみは493g/人・日)
	③ 事業系ごみ排出量	39,594t
	④ 資源回収率	21.0%
	⑤ 最終処分場の残余年数	残余年数 20年以上 の維持
地球温暖化防止の視点	⑥ 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減	28,066 t-CO2
公共サービスの視点 市民満足度・市民サービスの向上	⑦ ごみ収集に関する市民満足度	満足している市民の割合 85%以上
	⑧ 3Rへの市民の参加度・協力度	取組割合 80%以上 他

第2編 ごみ処理基本計画編

第3章 ごみ処理基本計画

4 施策体系及び目標達成に向けた個別施策と主な取組の内容(抜粋)

基本方針 1 協働の基盤を創る取組の推進

基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

個別施策1 市民ニーズに応じた情報発信の充実
 (主な取組) ・広報, LINE等を活用した情報発信
 ・実践行動に結びつく普及啓発冊子の充実
 ・転入, 転居など機会をとらえた情報発信

個別施策2 市民への啓発活動の推進
 (主な取組) ・出前講座 ・イベント等での展示
 ・市民モニターを活用した体験型取組

個別施策3 幼少期からの総合的な環境学習の充実
 (主な取組) ・小学生用副読本の配布 ・環境標語の募集
 ・クリーンレンジャーショー ・清掃施設の見学会

個別施策4 事業者への啓発活動の推進
 (主な取組) 〈多量排出事業者〉
 ・減量化等計画書 ・先進事例の提供
 〈小規模事業所〉
 ・ステーションへの排出防止等の啓発指導
 ・事業系ごみの出し方手引き, チラシ

個別施策5 清掃施設での搬入指導の強化
 (主な取組) ・不適切搬入物に対する指導 ・展開検査

基本施策2 協力・連携のための取組の推進

個別施策6 市民との協力・連携による取組の推進
 (主な取組) ・登録団体と協力・連携した分別収集
 ・廃棄物減量等推進員と協力・連携した3R推進
 ・ごみ懇談会

個別施策7 事業者との協力・連携による取組の推進
 (主な取組) ・ペットボトルの拠点回収 ・資源物拠点回収の検討
 ・量販店等の独自回収も含むリサイクルの実態把握
 ・事業者と協力・連携した食品ロス削減

基本方針 2 2R(リデュース・リユース)の推進

基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進

個別施策8 食品ロスの削減と生ごみ減量の促進
 (主な取組) ・食品ロス削減 ・生ごみ水切り

個別施策9 プラスチックごみの減量の促進
 (主な取組) ・ワンウェイプラスチックの削減 ・マイバック促進

個別施策10 適正な受益者負担の検討
 (主な取組) ・指定袋や有料化の導入で期待できる効果の研究
 ・事業系ごみの適正な受益者負担の在り方の検討

基本施策4 再使用の取組の促進

個別施策11 リユースの促進
 (主な取組) ・リサイクルショップ活用など, リユースの普及啓発
 ・マイボトル, マイ箸等の普及啓発

基本方針 3 リサイクルの推進

基本施策5 適切な分別排出の促進

個別施策12 資源物の適正排出の促進
 (主な取組) ・資源物(特に紙類・布類)分別排出の普及啓発
 ・資源物の排出ルールに関する普及啓発

個別施策13 プラスチックごみの適正排出の促進
 (主な取組) ・プラスチック製容器包装の適正な分別排出の啓発
 ・製品プラスチックの分別区分変更時の広報活動の実施

個別施策14 その他適正排出の促進
 (主な取組) ・家電リサイクル法対象機器・在宅医療廃棄物・
 発火器具等危険物の排出方法の普及啓発
 ・パソコンの適正処理の普及啓発
 ・処理困難物の排出方法についての情報提供

基本方針 4 安全安心なごみ処理の推進

基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

個別施策15 市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の構築
 (主な取組) 〈ステーション管理への支援〉
 ・早朝分別指導 ・自主的なステーション管理の支援
 〈市民サービスの向上〉
 ・祝日収集 ・ふれあい収集拡充 ・粗大ごみ戸別収集

個別施策16 収集車両基地等の適切な維持管理・整備

基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

個別施策17 再資源化処理の推進
 (主な取組) ・各種リサイクル法の目的に沿った処理の継続
 ・プラスチックごみ一括回収の実証事業の実施

個別施策18 焼却施設の適切な維持管理・整備

個別施策19 減容施設の適切な維持管理・整備

個別施策20 再資源化施設の適切な維持管理・整備

個別施策21 最終処分場の適切な維持管理・整備

基本施策8 その他適正処理の推進

個別施策22 一般廃棄物収集・運搬業に関する適正な許可の運用

個別施策23 処理困難物への対応

個別施策24 不法投棄対策の強化
 (主な取組) ・定期的なパトロールと啓発及び指導

個別施策25 災害廃棄物への対応
 (主な取組) ・高知市災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進

第4編 計画の推進体制

市民・事業者・行政の役割を明確にし, PDCAサイクルにより計画の進行管理

第5編 参考資料

- ・本計画目標に関連する国及び県の目標
- ・本計画と関連する主なSDGsのゴールとターゲット
- ・前計画期間中のごみ排出量等の実績
- ・ごみ排出量等の将来予測データ ・し尿処理量の将来予測データ
- ・関連条例の抜粋 ・本計画策定までの経過 ・用語解説

第3編 し尿処理基本計画編

第1章 し尿処理の現状

公共下水道の普及により, し尿及び浄化槽汚泥の収集人口は減少で推移。処理量の動向に留意し, 効率的な処理体制の整備を図ることが必要。

第2章 し尿処理基本計画

収集区域の点在化が進む中においても, 安定的なし尿・浄化槽汚泥の収集を継続するとともに, 処理施設の適切な維持管理と設備更新を実施。